

茨城県介護施設等物価高騰対策支援金

エネルギー価格の高騰により増大する施設の負担を軽減し、健全な施設運営を図るため、光熱費等の負担が増大している**介護サービス事業者等**に対して支援します！

【申請期間】

令和5年2月8日（水）～2月28日（火）



【支給額】 1事業所につき1回限り

入所施設	定員1人当たり	12,000円
通所事業所	1施設当たり	150,000円
訪問事業所	1施設当たり	50,000円

※対象となるサービス種別は交付要綱：別表をご参照ください

【申請方法】

インターネットによる電子申請

以下の県ホームページから申請してください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/jigyo/kaigo/bukkakoutoutaisakushien.html>



※インターネットで申請できない場合のみ、郵送により申請いただけます。

郵送の場合、**レターパック**、**簡易書留**などの郵便物の追跡ができる方法により、申請書と添付書類を送付してください（当日消印有効）。

【送付先】〒310-8555 水戸市笠原町978番6

茨城県福祉施設等物価高騰対策支援金審査デスク 宛

【支給要件】

- 茨城県内に所在する、『茨城県介護施設等物価高騰対策支援金交付要綱：別表』に掲げる介護サービス事業所・施設等であること。
- 令和4年10月1日時点で指定等を受けている事業所・施設であり、申請日時点で休止・廃止していないこと。
- 本支援金の交付を受けた後も当該事業所・施設の運営を継続すること。
(する意思があること。)

【支給要件の特例】 ※以下に掲げる事業所・施設は、本事業の対象としない。

- 『茨城県障害者施設施設物価高騰対策支援金』を申請する事業所。
- 国・地方公共団体（一部事務組合を含む。）が管理・運営している事業所
(指定管理を含む。)

⚠️【申請に関する注意事項】

- 申請する際は「茨城県介護施設等物価高騰対策支援金交付要綱」を必ずご確認ください。
- 審査過程において、職員による事情聴取、立入検査等を行うことがあります。
- 不正受給は犯罪です。悪質な場合は、申請者名等を公表するとともに、告訴等の対応をさせていただきます。
- 虚偽申請や不正受給があった場合には、速やかに支給額を返還していただきます。
※併せて加算金(年利10.95%)及び延滞金の納付を要します。

【お問い合わせ先】

茨城県福祉施設等物価高騰対策支援金 相談窓口

電話：029-301-3095（平日9時～17時）

※令和5年2月6日（月）から相談窓口を開設します。

それまでは問い合わせはご遠慮ください。

